

殿

(所在地) 恵庭市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
(事業所名) 株式会社〇〇
(使用者職氏名) 代表取締役 ▲▲ ▲▲

次の条件で労働者派遣を行います。

| | |
|---|--|
| 派遣先 | (名称) △△株式会社 (所在地) 石狩市□□町××-×× (電話) (0133)〇〇〇-〇〇〇〇 |
| ③ 就業場所 | (名称・所在地) △△株式会社道央工場 石狩市□□町××-×× (部署) 水産加工開発部新商品開発課 (電話) (0133)〇〇〇-〇〇〇〇 |
| ③ 組織単位 | 水産加工開発部新商品開発課 |
| ① 業務内容 | 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務(派遣法施行令第4条第1項第3号に該当) |
| ② 業務に伴う責任の程度 | □付与される権限なし ■付与される権限あり〔副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり)〕 |
| ⑤⑪⑫ 派遣期間 | 令和2年4月1日から令和2年9月30日 ☆派遣先事業所における期間制限に抵触する最初の日(事業所単位の抵触日) 令和3年10月1日 ☆組織単位における期間制限に抵触する最初の日(個人単位の抵触日) 令和5年4月1日 ※派遣先の事業所における期間制限の抵触日(事業所単位の抵触日)は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日(個人単位の抵触日)は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者の個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申し込みみなし制度の対象となる。 |
| ⑤ 就業日 | 月・火・水・木・金 (但し、祝日、夏季休暇 8/13~8/16、年末年始 12/30~1/7は除く) |
| ④ 指揮命令者 | (部署) 水産加工開発部新商品開発課 (役職) 新商品開発課第一係長 (氏名) ★★ ★★ (電話) (0133)〇〇〇-△△△△内線××× |
| ⑬ 派遣先責任者 | (部署) 水産加工開発部新商品開発課 (役職) 水産加工開発部新商品開発課長 (氏名) ◎◎ ◎◎ (電話) (0133)〇〇〇-××××内線△△△△ |
| ⑬ 派遣元責任者 | (部署) 派遣事業部 (役職) コーディネーター (氏名) ●● ●● (電話) (0123)△△△-×××× |
| ⑥ 就業時間(休憩時間) | 9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間) |
| ⑭ 時間外(休日)労働 | 1日5時間 月36時間 年360時間(休日労働 月2日 9時から20時までの8時間)※派遣元36協定の届出の範囲内とする。 |
| ⑦ 安全及び衛生 | 派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定する自己に課された責任を負う |
| ⑮ 福利厚生 | 例) 制服の貸与あり、売店及び駐車場の利用可 ☆便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること。 |
| ⑧ 苦情の申出先 処理方法・連携体制 | (1)苦情の申出を受ける者 『申出先』(乙 派遣元) (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) ※※ ※※ (電話) (0123)×××-〇〇〇〇 『申出先』(甲 派遣先) (部署) 水産加工開発部 (役職) 水産加工開発部長 (氏名) ## ## (電話) (0133)×××-△△△△ (2)苦情処理方法、連携体制等 ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けた時は、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 甲及び乙は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 |
| ⑨ 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置 | 派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇するときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。 |
| ⑯ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 | 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。 (派遣元が職業紹介を行える場合は以下についても記載する) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の●●分の●に該当する額を支払うものとする(ただし手数料表の範囲内とする)。 |
| ⑰ (労働者派遣に関する料金) | 日額 20,000円(又は事業所平均日額 18,000円) (月額、日額又は時間額で表記する) |
| 備考 | ⑰ (※社会保険の加入手続きが完了していない場合は、その理由を記載すること。) |

「就業条件明示書」の記載事項

① 派遣労働者が従事する業務の内容

可能な限り詳細に記載すること。

政令第4条第1項の業務である場合は、日雇派遣が可能な業務であることを契約当事者間で認識を共有するため、当該「号番号」を記載すること。

② 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等、派遣労働者の適正な雇用管理を行うため、より具体的に記載することが望ましい。

③ 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称、所在地その他派遣就業の場所及び組織単位（組織の名称）

④ 就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

指揮命令する者の部署、役職及び氏名を記載すること。

⑤ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

期間については、具体的な労働者派遣の開始の年月日及び終了の年月日を記載すること。

期間制限のない派遣労働者の場合はその旨を記載すること。

（例）「60歳以上のため、派遣期間の制限なし」等

事業所単位の抵触日が延長された場合は速やかに派遣労働者に明示すること。

就業する日については、具体的な曜日又は日を指定すること。

シフト制により就業日が定まらない場合はその旨を記載すること。

（例）「別添シフト表による」

労働者派遣期間分のシフト表を添付すること。

⑥ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

シフト制により就業日が定まらない場合はその旨を記載すること。

（例）「別添シフト表による」

労働者派遣期間分のシフト表を添付すること。

⑦ 安全及び衛生に関する事項

派遣労働者が業務遂行するに当たっての安全・衛生を確保するための必要事項を記載すること。

⑧ 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者（氏名の他、部署、役職、電話番号を記載）、苦情処理する方法、連携のための体制等を記載すること。

⑨ 派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

⑩ 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

・ 紹介予定派遣であること

・ 予定される従事すべき業務内容及び労働条件等

・ 派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を書面の交付等の方法により派遣元に明示する旨

・ 雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取り扱いについて、労働者派遣期間を含めて参入する場合はその旨

⑪ 派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない派遣に該当する場合はその旨）

派遣先が派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、労働契約の申込みをしたとみなされることとなる旨記載すること。

労働契約申し込み見なし制度が適用される場合は、厚生労働省が公表しているリーフレット等により明示することが望ましい。

⑫ 派遣先の事業所単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない派遣に該当する場合はその旨）

派遣先が派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、労働契約の申込みをしたとみなされることとなる旨記載すること。

労働契約申し込み見なし制度が適用される場合は、厚生労働省が公表しているリーフレット等により明示することが望ましい。

抵触日が延長された場合は速やかに派遣労働者に明示すること。

⑬ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

役職、氏名及び連絡方法を記載

派遣労働者の業務内容が製造業務である場合には、製造業務専門派遣元（先）責任者である旨も記載すること。

⑭ 労働者派遣の役務の提供を受ける者が⑤の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑥の派遣就業する日の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

⑮ 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること

法 40 条第 3 項の規定に基づき利用機会を付与しなければならない給食施設、休憩室及び更衣室以外について記載すること。

⑯ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

⑰ 健康保険被保険者資格取得届等の書類が行政機関に提出されていない場合は、その理由

⑱ 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項

該当する場合に記載すること。

無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣

雇用機会の確保が特に困難である派遣労働者（60歳以上）に係る労働者派遣

有期プロジェクトの業務に係る労働者派遣

日数限定業務に係る労働者派遣の場合は

- ・その旨
- ・派遣先においてその業務が1ヶ月間に行われる日数
- ・派遣先の通常の労働者の1ヶ月間の所定労働日数

産前産後育児休業等の代替要員に係る労働者派遣の場合は

- ・休業する労働者の氏名
- ・休業する労働者の業務
- ・休業の開始及び終了予定日

介護休業等の代替要員に係る労働者派遣の場合は

- ・休業する労働者の氏名
- ・休業する労働者の業務
- ・休業の開始及び終了予定日

⑲ 労働者派遣に関する料金の額（別途、明示でも可）

今回の労働者派遣契約に関する派遣料金額もしくは事業所の労働者派遣料金の平均額

※ ③⑪⑫⑬⑰⑱の事項は、27年の法改正により新たに記載すべき事項とされたもの

※ ②の事項は、30年の法改正により新たに記載すべき事項とされたもの

○協定対象労働者の場合は、「労働者派遣をしようとするときの明示」を就業条件明示書に組み込んで明示することもかまわない。

表 題 ～「就業条件明示書兼労働者派遣をしようとするときの明示（法第31条の2第3項）」

項 目

協定対象者であるか否か

協定対象労働者ではない 協定対象労働者である（当該協定の有効期間の終了日：令和4年3月31日）